

令和 7 年度

湖南省農地等利用最適化推進施策に関する
意 見 書

湖南省農業委員会

令和7年度 湖南省農地等利用最適化推進施策に関する意見書

我が国の農業経営を取り巻く環境は、農業従事者の減少と耕作放棄地の増加、相次ぐ自然災害による農産物への被害等大変厳しい状況にあります。また、国際情勢の著しい変化等により、燃油や肥料などの価格が高騰するなど、農作業に係る経費が増大しており、農業経営は厳しい状況にあります。

本市におきましても、農業者の高齢化等による離農の増加、認定農業者をはじめとする担い手不足、耕作放棄地の発生などにより、産業としての農業が衰退しているなどの大きな課題に直面しています。

湖南省農業委員会では、農地法等に基づく許認可業務をはじめ、遊休農地の発生防止対策や担い手への集積集約化、新規参入者の促進など農地利用の最適化の推進に向けた活動を進めております。

農業委員会は地域の農業者の代表機関として、農業の将来のあるべき姿を考えながら、優良農地の確保と有効利用、担い手の育成、地元農業者との話合いや相談など、地域農業の持続的発展に向けて取り組む所存ですが、これらの業務を進めるにあたっては行政をはじめ関係団体との協力・連携が不可欠であると考えます。

湖南省におかれましても農地利用の最適化と良好な農業環境の確保に向けて、引き続き積極的な施策や支援を講じていただきますようお願いいたします。

つきましては、湖南省農業委員会として、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策等について、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき以下のとおり意見を提出します。

令和6年11月11日

湖南省長 松浦 加代子 様

湖南省農業委員会

会長 上田 和子

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の実態と発生防止・解消対策

毎年、農地利用状況調査を実施する中で、保全管理等により遊休化が解消されたところもありますが、耕作再開に至る農地は少なく、放置しておくとして再び遊休化しているのが現状です。特に新たな不耕作地等が発生したときには早期の防止対策が必要です。また、遊休農地は地域の課題でもあり、対象地区の農業関係者が連携し、地域の農地利用等現況に応じたかたちで話合う機会（市と農業者等）など解消に向けた具体策の検討が必要です。

については、農地の遊休化の未然防止に向け、農業者の責務規定でもある「農地の適正な管理と効率的な利用の確保」に向けた周知啓発を図られたい。また、良好な農地環境を維持するため、広く市民に対しても圃場や農道に対する美化意識の向上を図られたい。

(2) 一団化した遊休農地の活用対策

一団化した遊休農地（複数の農地及び所有者）について、市の関係する部署や市以外の団体（JAを含む農業団体、企業、NPO団体、シルバー人材センター等）と、土地活用の在り方や今後の有効利用等を議論できる体制の整備を早期に進められたい。

(3) 農地中間管理機構による遊休農地対策

これまで農地中間管理機構に対して、貸付希望のあった市内の遊休農地について、全て機構の借り受け基準に対し「不適合」とされています。遊休農地であることや受け手の問題だけで判断せず、機構が農地バンク事業の趣旨に沿った事業展開が図られるよう働きかけられたい。

(4) 地域を支える小規模経営農業者に対する支援対策

小規模経営農業者の存在は、地域集落での共同活動を支える貴重な存在です。小規模ながらも地域農業を支える担い手としての意欲ある農業者に対して、農業用施設や農業用機械の導入・更新等を支援いただく趣旨として、共同利用でも可能な補助制度の創設を検討されたい。

(5) 有害鳥獣被害防止対策

鳥獣被害による遊休化した農地も年々増加しています。有害鳥獣の効果的な駆除体制の整備や近年増加傾向にある外来種の駆除等、計画的な個体数調整による駆除を進められたい。また、国や県にも働きかけを行い、防護柵の設置等に対する助成支援策を引き続き講じられたい。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手対策と集落営農法人の運営

認定農業者をはじめ集落営農法人など地元農業者の高齢化により、担い手問題は深刻化しています。担い手の確保に向けた市内農業者への支援策と今後の後継者対策について、地域で協議等が出来る仕組み等を検討されたい。

市内の集落営農法人が連携し、機械の相互利用や労力の提供など法人同士の協力体制を図るとともに、将来的に法人の合併や農地所有適化法人化の推奨など、今後の市内集落営農法人の運営の在り方を検討されたい。

(2) 『地域計画』の策定後の支援

将来の地域農業ビジョンである「地域計画」を策定することで、市と農業委員会・地域の農業関係者・JAなどが引続き連携を強化することの出来る仕組みづくりを推進して、農地集積・集約化に取り組みまれるとともに、『地域計画』策定後の支援に対する補助金や人員を、国や県に積極的に要望されたい。

(3) 農地中間管理機構等への集積

農地中間管理機構や関係機関と連携し、機構への集積に向けた農地の利用調整と有効利用を進められたい。

農地中間管理事業の活用について農業者への周知を図られたい。また、機構に農地を貸し付けた者に対して確実に支援できるよう、機構集積協力金の予算確保を要請されたい。

(4) 農地の基盤整備の推進

担い手への農地集積・集約化の推進と農業経営の効率化に資するため、圃場整備未整備地区を含む地域で、大区画化等の再整備を推進されるとともに、農振農用地内における優良農地の確保に努められたい。

また、市内の圃場で老朽化する農業用水路施設及びため池等について、計画的な改修整備計画等の策定に取り組まれたい。

3. 地域農業の活性化推進に向けて

近年では、肥料・燃料費・農業機械等の物価高騰が続いており、更に気候変動からくる気温上昇によって、農作物の収穫量が減少するなど農業経営は、一段と厳しくなっております。

いま新たに就農を志したとしても、農業コストが高く、その上、重労働でもあること等を踏まえて、利益の発生が厳しい現実があることから、年々多くの離農者が出ているが、新規参入者はほとんど出てこないため、減反や耕作放棄が、市内の農地に広がりつつあるため、新たな支援策を継

続的に推進されたい。さらに、女性の就農支援・農業で活躍する女性への P R、ロボット技術や情報通信技術（I C T）等を活用したスマート農業の支援策を検討されたい。

また、農業者の高齢化が進む中、厳しい農業経営を子供たちに継承することは、とても無理な現状であることから、次のようなことに対する支援策を、国や県を含めて検討し推進されたい。

1. 希望が持てる生産者のための価格設定を国・県等に要望されたい。
2. 若者たちが、自由に考えられる仮称「地域のうぎょう活動協力隊」等の制度を確立して、農業に積極的に参画出来る環境整備を図ること。
3. 農業関係の予算を確保すること。